

平成25年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成25年11月6日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 7 議案の補足説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 7 議案の補足説明
-

出席議員（21名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
14 番	柴 田 徹 也	15 番	木 内 欽 市

16番 佐久間 茂 樹
 18番 林 俊 介
 20番 高 橋 利 彦
 22番 林 一 哉

17番 日 下 昭 治
 19番 嶋 田 茂 樹
 21番 林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	刃 田 哲 雄	秘書広報課長	堀 江 通 洋
行政改革推進課長	林 清 明	総 務 課 長	米 本 壽 一
企画政策課長 兼被災者支援室長	伊 藤 浩	財 政 課 長	加 瀬 正 彦
税 務 課 長	佐 藤 一 則	市民生活課長	馬 淵 一 弘
環 境 課 長	新行内 弘	保険年金課長	加 瀬 喜 久
健康管理課長	野 口 國 男	社会福祉課長	加 瀬 恭 史
子育て支援課長	山 口 訓 子	高齢者福祉課長	石 毛 健 一
商工観光課長	堀 江 隆 夫	農 水 産 課 長	大久保 孝 治
建 設 課 長	高 野 晃 雄	都市整備課長	林 利 夫
下水道課長	石 毛 隆	会 計 管 理 者	宮 應 孝 行
消 防 長	佐 藤 清 和	水 道 課 長	鈴 木 邦 博
病院事務部長	菅 谷 敏之史	病院経理課長	土 師 学
庶 務 課 長	横 山 秀 喜	学校教育課長	菅 谷 充 雅
生涯学習課長	佐久間 隆	体育振興課長	石 嶋 幸 衛
監査委員 事務局長	田 杭 平 三	農業委員会 事務局長	高 木 寛 幸

事務局職員出席者

事 務 局 長	伊 藤 恒 男	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
---------	---------	-----------	---------

開会 午前10時 0分

○議長（日下昭治） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いしたいと思います。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（日下昭治） ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより平成25年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（日下昭治） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承を願いたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（日下昭治） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

20番、高橋利彦議員、21番、林正一郎議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（日下昭治） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から11月22日までの17日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（日下昭治） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から11月22日までの17日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（日下昭治） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第17号までの17議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（日下昭治） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（日下昭治） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第17号までの17議案を一括上程いたします。

議案第 １号 平成２５年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 ２号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 ３号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 4 号 旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 旭市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 12 号 財産の取得について
- 議案第 13 号 財産の取得について
- 議案第 14 号 財産の取得について
- 議案第 15 号 旭市土地開発公社の解散について
- 議案第 16 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 17 号 専決処分の承認について（平成 25 年度旭市一般会計補正予算）
-

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（日下昭治） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成25年旭市議会第 4 回定例会を招集し、平成25年度旭市一般会計補正予算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会に当たり、今回提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第1号は、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,730万円を追加し、予算の総額を300億470万円とするものであります。

議案第2号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号は、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号は、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号は、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、同様の措置を講じている延滞金の割合について、所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号は、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも東日本大震災により住宅を失った方等の入居資格の特例について規定の整備を行い、併せて私債権である住宅の家賃の延滞金について、民法の規定を適用する改正を行うものであります。

議案第11号は、旭市土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてでありまして、公共用地の先行取得の必要性が薄れたことから条例を廃止するものであります。

議案第12号は、財産の取得についてでありまして、道の駅施設整備事業における建設用地の取得に当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号及び議案第14号は、財産の取得についてでありまして、旭市土地開発公社の解散に伴い、公社が先行取得しておりました用地について、土地売買の仮契約を締結しましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第15号は、旭市土地開発公社の解散についてでありまして、公社理事会の同意を得て、公社の解散を行うに当たり、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、平成26年3月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大

臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

私は、宮本英一氏が適任であり再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

議案第17号は、専決処分の承認についてでありまして、台風26号による被害の復旧工事費を専決処分したものであります。

次に、東日本大震災にかかる被災者への生活再建支援や復興に向けた取り組みなどについて申し上げます。

初めに、国及び県の生活再建支援制度について申し上げます。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が、対象世帯の約99%に当たる803世帯に、加算支援金が、対象世帯の約79%に当たる636世帯に、合わせて13億4,625万円が支給されております。また、県の液状化等被害住宅再建支援金については、285世帯に、1億4,333万6,000円を支給したところであります。

次に、旭市津波被災住宅再建支援事業について申し上げます。

本事業については、東日本大震災による被害を受けた津波被災地域の住民の定住促進を目的とする震災復興特別交付税が追加加算措置され、交付金が交付されることとなったことから、第3回定例会において補正予算を議決していただいたところであります。

本市では、954世帯が津波で被災しておりますが、このうち、床上浸水により半壊以上の被害を受けた住宅に居住していた世帯が、市内において住宅を建設、購入または補修し、その住宅に居住する場合に、その費用の一部を補助することにより生活再建を促し、併せて住民の定住促進を図るもので、本定例会に関連する補正予算を計上するものであります。

次に、災害公営住宅整備事業について申し上げます。

災害公営住宅については、入居予定の33世帯に対して10月初めに内定通知を送付したところであります。

また、10月17日には飯岡支所において、今後の入居に係る資格審査のための必要書類である、住民票及び収入等に関する提出書類の出張受け付けを行ったところであります。

今後の予定としましては、年明け以降に契約書類の手続きや入居後のルール等についての説明会を実施し、3月ごろに入居のための契約を行う予定であります。

なお、本体工事については、着工から4か月半余りが経過したところでありますが、平成26年4月の入居を目指して順調に進んでいるところであります。

次に、災害廃棄物の処理について申し上げます。

災害廃棄物の処理については、国の被災者生活再建支援制度が1年間延長され、この対象

者に限り個別に受け入れを行っております。

現在、12月末までの受け入れ期間を設け、岩井地区仮置き場において、約700トンの災害廃棄物の搬入が予定されているところであります。今後、災害廃棄物の分別、運搬、処理を適正かつ効率的に進め、平成26年3月末までに業務を完了する予定であり、本定例会に関連する補正予算を計上するものであります。

次に、市街地液状化対策事業について申し上げます。

平成25年度で予定しました地質調査が10月に完了し、この結果をもとに再液状化の診断や、要対策地区、対策工法の検討を行っております。この検討作業については、平成26年1月をめぐりに取りまとめ、住民への説明会等を通じて報告していく予定であります。

次に、復興交付金について申し上げます。

災害復興事業の財源となる復興交付金については、市として5回目の申請を行いました。申請した事業は、これまで継続協議となっていた津波避難道路整備事業であります。今後は国からの配分を待つて事業を推進してまいります。

次に、道の駅施設整備事業について申し上げます。

道の駅施設整備事業については、開業後の運営に当たる第三セクターを設立するための計画策定及び発起人会設立に向けた調査検討を行うため、第三セクター設立作業部会を設置し検討を始めたところであります。

駅長については、採用時期を開業予定の1年前とし、現在、道の駅の経営にふさわしい方を選考しているところであります。

また、施設の設計については、誰もが利用しやすく魅力のある施設とするため、詳細な部分の検討を行っているところであります。

建設用地の取得については、税務署との事前協議が終了しましたので関係地権者との交渉を進めており、仮契約を締結した土地の取得に関する議案を本定例会に提案するものであります。

次に、地区懇談会について申し上げます。

復興への取り組みやまちづくりについて、市民の皆様と直接話し合う地区懇談会を10月17日から市内6カ所で開催いたしました。本年度は合わせて550名の参加があり多くの方と意見交換をすることができました。特に今回は、旭中央病院検討委員会による報告について説明をいたしましたので、旭中央病院の役割や課題、経営形態などに22件のご意見をいただきました。また、政策に関しては、津波対策をはじめ、いいおか荘の再開や道の駅、人口減少

対策など42件のご意見や提案をいただきました。内容を検討の上市政に反映していきたいと考えております。

次に、社会福祉について申し上げます。

隔年で実施しております戦没者追悼式については、10月17日に東総文化会館で挙行いたしました。ご遺族の皆様方をはじめ、千葉県、近隣市、各種団体の代表者262名の参列をいただき、戦没者1,863御柱、戦災犠牲者54御柱、香取航空基地より戦場に飛び立ち、帰らぬ人となられた戦没者954御柱の御霊に対し、心より哀悼の意をささげました。

次に、子育て支援について申し上げます。

飯岡地区の統合保育所の建設については、現在、園舎2階部分の躯体工事を行っております。工事は順調に進んでおり、3月に完成する予定であります。

次に、保健事業について申し上げます。

市民が早期にがんを発見し、早期に治療ができるよう、胃がん、乳がん、肺がん及び子宮頸がんを集団検診として、各保健センターで実施するとともに、大腸がん及び前立腺がんについては、市内医療機関で個別検診として実施いたしました。

9月末現在の受診者数は、延べ3万170人となっており、集団検診では、前年を429人上回る2万2,861人が受診し、精密検査が必要な方には受診を促し、早期治療に結びつけているところであります。

また、高齢者の季節性インフルエンザ感染による重症化を防ぐため、10月1日から、予防接種費用の一部を助成する感染予防対策を実施しているところであります。

次に、平均寿命について申し上げます。

先般、保健福祉水準の指標となる平成22年の平均寿命が5年ぶりに発表されました。旭市は、男性79.0歳、女性86.1歳と平成17年に比べ、男性では1.7歳、女性で2.3歳延伸し、全国平均に近づくことになりました。

今後も引き続き、市民一人一人の健康づくりの支援に努めてまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

琴田小学校大規模改造工事については、老朽化した校舎の全面改修を9月から実施しており、年度内完成に向けて進んでいるところであります。

三川小学校と富浦小学校の屋内運動場防災機能強化事業については、老朽化による改修と併せて大規模な地震による天井材の落下防止を図り、児童や地域の避難場所としての安全を考慮して実施しており、工事は順調に進んでおります。

飯岡小学校東校舎の外階段設置工事については、児童の安全を図るため、緊急時の2方向避難を確保することとし、11月中に完成する予定であります。

古城小学校屋外運動場整備については、10月にグラウンドの整備が完了し、快適に屋外での活動ができる環境が整ったところであります。また、滝郷小学校屋外運動場整備については、契約を締結し、工事に着手しております。

飯岡中学校改築事業については、土地改良事業の手続きが遅れている状況であります、建設予定地である非農用地の取得に向けて事務を進めているところであります。

次に、文化振興について申し上げます。

9月29日に東総文化会館大ホールにおいて「第8回あさひのまつり」を開催し、8団体222名の参加をいただきました。会場に響き渡る太鼓や笛の音色に大勢の観客から盛大な拍手が送られました。

また、10月26日から11月3日にかけて、各地区及び各部門ごとに市民文化祭を開催し、大勢の方々に市民の文化活動の成果を楽しんでいただきました。27日の東総文化会館の会場においては、姉妹都市である沖縄県中城村から参加をいただき沖縄の伝統芸能を披露していただきました。

なお、11月9日には市民の文化意識の高揚を図るため、俳優の永島敏行さんを講師にお招きし、「永島敏行 旭の魅力を語る ～食と地域の魅力づくり～」という演題で文化講演会を予定しております。

次に、体育振興について申し上げます。

10月13日、東総運動場において、第4回市民体育祭を開催いたしました。

好天に恵まれ、多くの市民に参加をいただき、出場者の頑張る姿、観客の笑顔、ユニークな数々のレース等、市民のかたいきずなづくりができたものと確信しております。

11月4日と5日には、第5回向太陽杯パークゴルフ大会を、あさひ健康パーク・パークゴルフ場において開催いたしました。県外及び市外の選手に市内選抜選手を含め総勢160名による交流試合が和やかな雰囲気の中で行われ、大会中は、出場者に旭市の食材を提供し、食の郷旭の魅力を発信することができました。

12月22日には、第9回旭市民駅伝大会が東総運動場において開催されます。

また、2月2日には、勇気・元気・復興への道をスローガンに旭市飯岡しおさいマラソン大会が開催されます。全国各地から、約5,000人のランナーが、旭のしおさいロードを駆け抜ける予定であります。

次に、観光について申し上げます。

恒例となりました「秋のへら鮎釣り大会」が10月27日に袋公園東溜池で、11月3日には、長熊釣堀センターで行われ、市内外から多くの釣り客の参加をいただき大盛況のうちに終了することができました。

また、11月1日から15日まで中央児童遊園で菊花大会が開催されており、丹精込めて育てられた菊を鑑賞することができます。

次に、産業振興について申し上げます。

中小企業の震災からの復旧・復興支援として第2回定例会において、市単独の中小企業の復興支援事業としてご承認をいただきました旭市中小企業復旧支援事業については、8月30日に申請を締め切り、34件の申し込みがありました。その後、案件ごとに調査を行い、9月30日に開催した審査会の結果、申請案件全てについて補助金の交付を認定いたしました。

なお、補助金総額は3,018万3,000円となり、中小企業者の事業再建の大きな力となっていると考えております。

次に、農業について申し上げます。

園芸については、県補助事業の「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業により順調に生産施設等の整備が進んでおります。

また、この冬の施設園芸用の燃油需要に備えて、市独自の施設園芸暖房用燃料高騰対策について、農業者と農協などの燃油販売業者へ事業の周知をしたところであります。

次に、都市との交流について申し上げます。

「幽学の里で米づくり事業」については、10月5日に収穫祭を開催いたしました。当日は事業に参加された140名の方々が、小雨の中ではありますが芋掘りや餅つきを体験し、また、都市農漁村交流協議会メンバーによる食育PRの紙芝居、地元長部地区の保存会の方々によるおはやしを披露して交流を深めるとともに、昼食にはお雑煮やきな粉餅、丸干しイワシを味わうなど、旭の秋を満喫していただきました。

今後とも、地元関係者及び関係機関と連携を密にして、内容を充実させて一層の交流に努めてまいります。

次に、公園事業について申し上げます。

平成24年度に国の採択を受け、今年度へ予算を繰り越し施工してまいりました、旭文化の杜公園歩道橋整備工事は、10月末に完成いたしました。

これにより、公園内での移動が容易となり、一つの公園として一体的に利用でき、利便性

の向上が図られました。

次に、津波対策について申し上げます。

海岸保安林区域における減災林整備については、中谷里地先において年度内の完成をめどに盛土工事と植栽工事を進めております。三川地先盛土工事については、盛土工事の測量及び設計業務について関係機関と調整しているところであります。

また、千葉県海匠土木事務所により、下永井から平松までの海岸の一部区間で海岸基盤整備工事が実施されております。残る区間についても、早期に実施していただけるよう引き続き要望してまいります。

今年度設置予定の津波避難タワー２基については、旧飯岡消防分署跡及び神宮寺浜区に設置を決定し、現在、地質調査等を実施しております。

また、津波避難訓練については、９月の総合防災訓練に続き、３月９日に実施することといたしました。津波の恐ろしさを忘れることなく、災害時において適切な行動がとれるよう、防災に対する市民の理解と知識を高めるため、平常時の訓練の重要性を周知、啓発してまいりたいと思っております。

最後に、旭市土地開発公社の解散及び旭市土地開発基金の廃止について申し上げます。

旭市土地開発公社は10月４日の公社理事会において、近年の地価の継続的下落傾向が続く中、公共用地の先行取得を行うメリットが失われていることから、公社の解散について同意を得たところであります。また、旭市土地開発基金についても、公共用地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を行うことを目的として運用してまいりましたが、先行取得の必要性が薄れたことから廃止するもので、ともに本定例会に関連議案を提案するものであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明申し上げ、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは、事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご審議の上ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（日下昭治） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第７ 議案の補足説明

○議長（日下昭治） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第17号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第1号から17号まで、財政課所管に係る部分、ご説明申し上げます。

それでは、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算（第4号）について補足説明を申し上げます。

予算書をお願いいたします。1ページになります。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ6億1,730万円を追加いたしまして、予算の総額を300億470万円とするものです。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、後ほどご説明いたします。

2ページから5ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略いたしまして、6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正となります。4事業につきまして繰り越しの設定をお願いするものです。

8款2項道路橋梁費、蛇園南地区流末排水整備事業につきましては、隣接する家屋等への影響等を考慮いたしまして、その対策のための期間を要し、必要な工期が確保できないため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

同じく8款2項津波避難道路整備事業につきましては、財源である復興交付金の交付決定が年明けにずれ込む見込みであり、事前着工できないことから必要な委託期間が確保できないため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

次に、同じく8款2項橋梁維持補修事業につきましては、工法の見直しの関係から適正な工期の確保が困難となるため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

次に、10款2項小学校費の小学校大規模改造事業は、嚶鳴小学校校舎の大規模改造工事でありまして、国の交付金の交付決定が7月にずれ込んだことにより、適正な工期の確保が困難なため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

次に、歳入につきましてご説明いたします。

なお、事業内容につきましては、歳出のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

9ページをお願いいたします。

11款1項1目民生費負担金1,215万8,000円の追加は、説明欄1番、保育所運営費負担金で、保育所入所者の増によるものです。

13款1項1目民生費国庫負担金6,003万8,000円の追加は、2節児童福祉費国庫負担金、説明欄1番、保育所運営費負担金及び3節の生活保護費国庫負担金で、それぞれ保育所入所者数の増及び生活保護者数の増によるものです。

2項3目衛生費国庫補助金1,700万円の追加は、説明欄1番、災害廃棄物処理事業費補助金で、災害廃棄物処理量の増によるものです。

14款1項1目民生費県負担金392万6,000円の追加は、説明欄1番、保育所運営費負担金で、保育所入所者数の増によるものです。

10ページをお願いいたします。

14款2項2目民生費県補助金1,949万2,000円の追加は、説明欄1番、子育て安心応援事業費補助金につきまして、私立保育所すこやか支援事業の追加によるものです。

説明欄2番、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、電算システム運営事業の追加によるものです。

5目農林水産業費県補助金152万円の追加は、説明欄1番、さわやか畜産総合展開事業費補助金の追加によるものです。

15款1項2目利子及び配当金153万7,000円の追加は、土地開発公社への貸付金の利子を計上するものです。

17款2項2目災害復興基金繰入金4億円の追加は、津波被災住宅再建支援金に充てるものです。

18款1項1目繰越金1億162万9,000円の追加は、今回の補正財源として必要な額を計上しております。

以上で歳入の説明は終了いたします。

続きまして、歳出のご説明申し上げます。

12ページになります。

1款1項1目議会費45万6,000円の追加は、人事異動に伴いまして給料及び職員手当等に不足額が生じる見込みであることから、増額するものでございます。

なお、人件費につきましては、総額では2,949万8,000円の減となる見込みでございます。
総務費以降の各款に計上されております人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。29ページ以降の給与費明細書の中で概要をご説明申し上げます。

2款1項8目電子計算費、説明欄1番、電算システム運用事業913万5,000円の追加は、子ども・子育て支援制度システム導入によるものです。これは全額、県支出金でございます。

11目諸費の説明欄1番、旭駅バリアフリー施設整備事業5,300万円の追加は、J R東日本が実施する旭駅へのエレベーター設置に係る工事費に対して助成するものです。

飛びまして、15ページをお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費の説明欄1番、地域生活支援事業267万9,000円の追加は、福祉作業所臨時職員の増によるものです。

17ページになります。中ほどより少し下でございます。

3項4目保育所費の説明欄2番、保育所運営費1,943万7,000円の追加及び説明欄3番、保育所指定管理委託事業330万円の追加につきましては、保育所入所者数の増によるもので、18ページになりますけれども、説明欄の4番、私立保育所すこやか保育支援事業1,035万7,000円の追加、これは私立保育所の保育士等の処遇改善を推進するための費用を助成するものです。

同じページの4項2目扶助費の説明欄1番、生活保護扶助費6,958万円の追加は、生活保護の医療扶助対象者数、これの増によるものです。

19ページをお願いいたします。一番下になります。

4款2項1目塵芥処理費の説明欄2番、災害廃棄物処理事業3,400万円の追加は、廃棄物処理量の増加によるものです。

21ページをお願いいたします。

6款1項4目畜産振興費の説明欄1番、さわやか畜産総合展開事業228万円の追加は、営農組合が行う堆肥化施設の機能向上に対する県補助金の追加によるものです。

22ページになります。この下のほうです。

8款2項5目橋梁新設改良費の説明欄1番、橋梁新設改良事業1,008万円の追加は、繰り越しの事業であり、施工過程で騒音、振動等が発生したこと等により、設計変更が必要となり、新たな請負代金が発生するため増額するものでございます。

23ページをお願いいたします。一番下です。

4項2目住宅建設支援費の説明欄1番、津波被災住宅再建支援事業4億円の追加は、歳入

でもご説明いたしました、津波被災住宅再建支援金として計上するものです。

25ページになります。

10款2項1目学校管理費、説明欄1番、小学校施設改修事業1,500万円の追加は、豊畑小学校高圧受変電設備改修工事費及び矢指小プール浄化設備修繕工事費を計上したものでございます。

27ページをお願いいたします。

12款1項1目元金の説明欄1番、借入金償還費1,641万3,000円の追加は、市債を繰上償還するものでございます。

28ページをお願いいたします。

13款3項1目土地開発基金費の説明欄1番、土地開発基金繰出金153万7,000円の追加は、歳入でもご説明申し上げましたが、土地開発公社からの利子収入を一度ここで受けて、ここから土地開発基金へ繰り出す、その額でございます。

29ページをお願いいたします。

給与費明細書の一般職の金額でございます。

今回の補正は、人事異動に伴いまして給料及び職員手当等で不足となる項が生じる見込みであることから行うものでございます。人件費の総額では右側のほうの下、2,949万8,000円の減となります。内訳は給料が1,843万9,000円の減、職員手当等が611万6,000円の減、共済費が494万3,000円の減額となるものでございます。

それでは、最後に32ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

橋梁新設改良事業債のうち1,641万3,000円を繰上償還することによりまして、平成25年度末現在高見込額は、一番右下になりますが、288億9,451万1,000円となるものでございます。

以上で、議案第1号の補足説明は終了いたします。

続きまして、議案第4号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、それと議案第5号、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市都市計画下水道受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての5議案について、一括して補足説明を申し上げます。

この5議案は、いずれも旭市税条例の延滞金の改正に準じて改正を行うものでありまして、

5 議案全て延滞金の率の改正で、同じ内容でございますので、一括して説明させていただきます。

それでは、議案第4号、旭市諸収入金督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例、これを例にいたしまして一括して説明いたします。

まず、初めに条例名にあります諸収入金ですが、これは、地方自治法第231条の3で既定する分担金、使用料、加入金、手数料等でありまして、主なものは保育料、農業集落排水分担金などがございます。

それでは、改正の部分であります。議案の1ページをご覧ください。これは附則の追加になります。内容は延滞金の最初の1か月については7.3%だったものを、特例基準割合に1%をプラスした率にするもの、1か月を超えた期間につきましては、14.6%だったものを、特例基準割合に7.3%をプラスした率に改正する、そのような改正になっています。

説明いたしました特例基準割合でございますが、これは国内銀行の貸出約定平均金利、これの前々年の10月から前年9月における平均でございます。それに1%を加算したのがこの割合になります。

参考までに申し上げますと、国内銀行の貸出約定平均金利を仮に1%といたしますと、プラス1%の2%が特例基準割合となります。さらに1%をプラスした3%が最初の1か月の延滞金の率となるということです。さらに1か月を超える期間につきましては、7.3%がプラスになりますので2%に7.3で9.3%になるということでございます。

これは、今回の延滞金に関する改正条例の5号から8号までも、全て考え方は同じで、それを言葉として改正条文にしてあるのがこの条例の改正案でございます。

次に、議案第7号、旭市都市計画下水道受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例、これをご覧くださいと思います。

この条例のみ規定の率が若干違っております。

延滞金の率で、上から7行目に14.5%、次の8行目に7.25%となっております。他の条例の14.6%、7.3%と若干のずれがありますが、これは上位法の適用から来る、日歩換算のずれによるものでございます。

最後に附則でございますが、この条例の施行を税条例に合わせ、平成26年1月1日とするものです。

以上で、議案第4号から議案第8号までの補足説明を終了いたします。

続きまして、議案第9号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

の制定について、及び議案第10号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、関連がございますのでこれも一括して補足説明を申し上げます。

本議案の改正内容は、東日本大震災により住宅を失った者の入居者資格の特例及び期間について、それぞれ規定の整備と文言の整理を行ったこと、併せて旧来は公債権と解されておりました市営住宅、それから並びに、雇用促進住宅の家賃の延滞金につきまして、地方税と同水準としておったわけでございます。ただ、一般的な家賃と同様であり、私債権と分類されることから民法の規定を適用いたしまして、遅延損害金とし、利率を年5%とする、その所要の改正を行う、それを条文にしたためております。

なお、議案9号の1ページの下から5行目のところから、入居資格の特例ということで、これは9号、10号ともそれぞれ附則に追加いたします。平成26年度末までの期間延長をここに規定させていただいております。

次に議案第10号をご覧ください。

10号の1ページ、中ほどから下でございます。

条例の附則に、東日本大震災の被災者に係る入居の関係の特例の見出しがついておりまして、これが第4条になります。

少しめくっていただきまして、4ページのところの下の方、収入状況の報告の請求等ということで第14条までございます。

この条文、11条文を追加いたします。これは、被災された方が入居する際の負担軽減を図るため、公営住宅入居と同様の家賃算定が行えるよう、ここに関係規定等を加えまして、算定を明確にできるようにするというので、その公営住宅に関する入居の条文をここにそのまま持ってきているということでございます。これを附則に追加するというのでございます。

議案の9号及び10号の施行期日は平成26年1月1日といたします。

以上で、9号及び10号の補足説明を終了いたします。

続きまして、議案第11号になります。旭市土地開発基金条例を廃止する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

土地開発基金につきましては、合併後の平成17年7月以降、公用、公共用に供する土地、公共の利益のために必要な土地をあらかじめ取得するというので事業の円滑な執行を図ることを目的として運用してまいりました。ただ、その目的を終えたものと判断いたしまして、

今議会において廃止の提案をさせていただいたものでございます。

初めに、現在の基金の状況でございますが、現金が4億4,480万3,635円、土地として所有している額につきましては9,611万4,266円、貸付金が4億2,326万6,088円、貸付金は全額、土地開発公社への貸し付けで、これらを合計いたしまして9億6,418万3,989円でございます。

次に、基金の廃止の理由でございますが、1点目として、地価が永続的に上昇するという時代がもう終わったということで、公共用地をあらかじめ取得しておく必要性が薄れた。それから、2点目といたしまして、平成21年6月以降、本来の目的である土地取得は実施されておられません。3点目として、基金で土地の売買が行われてしまうため、会計上、予算化されませんで、透明性が確保できないのではないかとということがあります。

今回、土地開発公社の廃止に併せまして、本基金を廃止する議案を上程させていただいたということでございます。

なお、本議会に関連する議案も上程されておまして、土地の取得案件が2件、これは土地開発公社が所有する土地を市が買い戻すもの、また、補正予算として利子の繰り出しがございます。公社への貸し付けの利息につきましては、その収入は土地開発基金条例の規定によりまして、一度、一般会計へ入れましてから土地開発基金へ繰り入れる必要がございますので、利息分につきましては今回予算に計上させていただいたということでございます。

なお、貸付金につきましては公社から返済された後、そのまま基金へ入ることになります。

それと、基金廃止に伴い、基金の保有する財産、これは一般会計へ帰属することになります。最終的な現金等の処分、これは平成26年の3月定例会におきまして、再度補正予算の審議をお願いする予定であります。内容といたしましては、基金で持っております、公社から返済された貸付金、その利息、また公社が保有している残余金なども3月議会に出ると思いますが、それらを財政調整基金へ繰り入れる予定で、今考えております。

そして、この条例は、平成26年4月1日から施行することといたしまして、3月31日付で土地開発基金の定額の運用、これは廃止されるということになります。

以上で、議案第11号の補足説明は終了いたします。

続きまして、議案第13号及び第14号、財産の取得につきまして、これも一括して補足説明を申し上げます。

今回取得しようとする財産でございますが、本定例会で提案しております旭市土地開発公社の解散に伴いまして、公社が先行取得しておりました公共事業用地を公社からの申し出により市が買い取るということでございます。

13号議案をご覧いただきたいと思いますが、この土地の所在地番でございますが、旭市ニ
字谷原5913番1でありまして、旭市浄化センター南側の土地でございます。面積は6,937.62
平方メートル、取得金額は1億6,455万4,333円でありまして、11月1日付で旭市土地開発公
社と仮契約を締結したものでございます。

次に、14号議案をご覧いただきたいと思います。

14号議案の土地の所在地番でございますが、旭市仁玉字追分山谷2110番、ほか3筆でござ
います。仁玉の京友会病院の北側の土地になります。面積は6,944平方メートル、取得金額
は7,780万円で、11月1日付で旭市土地開発公社と仮契約を締結いたしましたものでござい
ます。

以上で、議案第13号、14号につきまして、補足説明を終了いたします。

最後に、議案第17号、専決処分の承認につきまして補足説明を申し上げます。

平成25年度旭市一般会計補正予算の第3号になります。

この補正は、去る10月15日から16日にかけての台風及び10月20日の降雨によりまして、道
路に著しい被害がありまして、その復旧に緊急性を要することから、その工事費を計上した
ものでございます。補正予算を専決処分させていただきました。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,700万円を追加いたしまして、予算
の総額を293億8,740万円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

18款1項1目繰越金として3,700万円を計上するものでございます。

続きまして、歳出です。6ページになります。

11款3項1目道路橋梁災害復旧費は、道路災害復旧に係る委託料及び工事請負費3,700万
円を計上するものでございます。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

財政課からは以上でございます。

○議長（日下昭治） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第2号、議案第3号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 佐藤一則 登壇）

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第2号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い改正を行うものであります。

それでは、お配りしてあります新旧対照表をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

第33条第5項、所得割の課税標準については、地方税法第23条第1項に第16号が追加されたことによる、引用条文の追加による文言の整理でございます。また、下の附則第19条につきましても同様に、施行日につきましては平成28年1月1日となります。

3ページをお願いいたします。

第47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、納税義務者が市町村の区域外に転出した場合も特別徴収を継続することとするものであります。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等については、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直しで、年間の徴収額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の年税額の2分の1に相当する額とするものであります。

これらは、平成28年10月1日施行となります。

続きまして、5ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例については、「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う規定の整備でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、附則第19条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人市民税の課税の特例については、「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を「一般株式等と上場株式等」の分離課税に組み替えしたことに伴う規定の整備でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

附則第19条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人市民税の特例については、法規定の新設に併せて規定を整備したものでございます。

続きまして、旧附則になりますが、旧附則第19条の2から14ページお願いいたします、14ページまでの第20条までにつきましては、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、今回削除したものでございます。

続いて、17ページ、下のほうになりますが、旧附則第20条の2、先物取引に係る雑所得等に係る市民税の課税の特例については、規定を附則第20条に繰り上げ、文言を整理したものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、旧附則第20条の4、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例については、規定を附則第20条の2に繰り上げ、文言を整理したものでございます。

これらは、29年1月1日施行となるものでございます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わりにいたします。

続きまして、議案第3号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例の改正につきましても、地方税法等の一部改正に伴い改正を行うものであります。

それでは、お配りしてあります新旧対照表の25ページをお願いいたします。

附則第5項、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例については、「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債等の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備でございます。

次に、その下の附則第8項、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例については、「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を「一般株式等と上場株式等」に係る譲渡所得の分離課税に組み替えしたことに伴う所要の規定の整備でございます。

続いて、26ページをお願いいたします。

上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例につきましては、「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税が地方税法に新設されたことに伴うものでございます。

次に、旧附則になりますが、旧附則第9項から27ページの第15項までにつきましては、規定の削除と項の繰り上げでございます。

最後に、下のほうでございますが、旧附則第16項、条約適用配当等に係る国民健康保険税

の課税の特例については、「条約適用配当等」に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う規定を整備し、附則第13項に繰り上げるものでございます。

これらは、平成29年1月1日施行となります。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（日下昭治） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 伊藤 浩 登壇）

○企画政策課長兼被災者支援室長（伊藤 浩） それでは、議案第12号、財産の取得について補足説明申し上げます。

本議案は、道の駅施設整備事業に係る用地の取得についてであります。

道の駅建設用地として取得を予定している土地は、全体で17筆、面積は1万5,745平方メートル、取得金額は1億2,779万2,800円で、地権者は10名となります。

このうち、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する取得金額並びに取得土地の面積の双方が上限以上となる契約について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

この所在地番は、旭市イ字後田5241番1ほか1筆で、面積は5,106平方メートル、取得金額は4,329万8,880円であります。取得の相手方は、旭市イの552番地、加瀬寛氏であります。

この契約につきましては、10月17日付の仮契約を締結しており、この契約につきましては、本定例会の議決をもって本契約とする条件付き契約となっております。

以上で、議案第12号についての補足説明を終わります。

○議長（日下昭治） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 堀江隆夫 登壇）

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議案第15号、旭市土地開発公社の解散について補足説明を申し上げます。

旭市土地開発公社は公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の推進に寄与することを目的に、旧財団法人旭市開発振興公社の業務を継承し、昭和56年に設置されました。

公社はこれまで公共用地の先行取得や工業用地の造成事業等を行い、旭市のまちづくりに

大きな役割を果たしてきました。

しかし、近年の地価の継続的下落傾向や、公共用地の需要及び公社経営における土地の先行取得の意義が薄れてきたこと等により、公社の使命は終えたものと判断し、解散しようとするものであります。

以上で、議案第15号につきましては補足説明を終わります。

○議長（日下昭治） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 馬淵一弘 登壇）

○市民生活課長（馬淵一弘） 議案第16号について、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市には現在、人権擁護委員が10名おりますが、このうち1名が平成26年3月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

推薦したい方は、旭市下永井780番地にお住まいの宮本英一氏です。昭和23年11月29日生まれの方であります。

宮本英一氏は、平成23年から人権擁護委員として積極的に活動されており、温厚誠実な人柄で地域での信望も大変厚く、委員として適任の方ですので、引き続き推薦するものであります。

なお、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

また、委員の任期は3年でございます。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（日下昭治） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（日下昭治） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は11月8日の定刻より開会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時24分